

筑波山地域ジオパークロゴマークの使用に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、筑波山地域ジオパークロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

2 ロゴマークは、縦横比率を変更し、形状を変形し、又は指定の色以外の色を用いるなど使用者がみだりに改変して使用することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ承認を受けたときは、同一性を損なわない範囲内でのアレンジをしたロゴマークを使用することができるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、筑波山地域ジオパーク推進協議会(以下、「協議会」という)に属する。

(ロゴマークの使用)

第4条 ロゴマークを使用しようとするときは、ロゴマーク使用許諾申請書(様式第1号)により会長に申請しなければならない。

(ロゴマーク使用許諾等)

第5条 会長は、前条の規定によりロゴマークの使用許諾の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、ロゴマーク使用許諾書(様式第2号)によりロゴマークの使用を許諾するものとする。

2 市長は、前条の規定によりロゴマークの使用許諾の申請があったときは、その内容を審査し、適正でないとき認めるときは、ロゴマーク使用不許諾書(様式第3号)により使用を許諾しないものとする。

(使用の制限)

第6条 ロゴマークは、次の各号いずれかに該当するときは、その使用を禁止する。

(1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。

- (2) 特定の政治活動，思想活動又は宗教活動に利用し，又は助長するおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の商標，意匠その他これに類するものとして使用し，又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) ロゴマークの使用が第三者の権利を侵害し，又は侵害するおそれがあると認められるとき。
- (5) 協議会又はロゴマークの信用又は品位を害し，又は害するおそれがあると認められるとき。
- (6) その他前各号に準じる理由によりロゴマークの使用が不相当と会長が認めるとき。

(無償使用)

第7条 ロゴマークは，無償で使用させるものとする。

(庶務)

第8条 この要項に関する庶務は，筑波山地域ジオパーク推進協議会事務局が行う。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか，ロゴマークの使用に関し必要な事項は，会長が別に定める。




附 則

この要項は，平成29年8月23日から適用する。




(別図)

筑波山地域ジオパークロゴマーク





	C: 60% M: 0% Y: 100% K: 0%
	C: 80% M: 0% Y: 0% K: 0%
	C: 60% M: 30% Y: 0% K: 0%






	C: 60% M: 0% Y: 100% K: 0%
	C: 80% M: 0% Y: 0% K: 0%
	C: 60% M: 30% Y: 0% K: 0%



	C: 60% M: 0% Y: 100% K: 0%
	C: 80% M: 0% Y: 0% K: 0%



	C: 60% M: 0% Y: 100% K: 0%
	C: 80% M: 0% Y: 0% K: 0%
	C: 60% M: 30% Y: 0% K: 0%

